

令和3年11月市会代表質問

曾我 修 議員（公明）

私は伏見区選出の曾我修です。公明党京都市会議員団を代表し同僚のかわしま優子議員とともに質問をさせていただきます。市長はじめ理事者の皆さまには、誠意あるご答弁を、何とぞよろしくお願いいたします。

質問に入らせていただく前に、一言御礼を申し上げさせていただきます。過日に行われた、第49回衆議院選挙におきまして、公明党は初挑戦の広島3区をはじめ公認候補を擁立した9小選挙区で全員当選を果たし、比例区では23人が当選、合計で公示前から3議席増の32議席を獲得することができました。公明党に対し、深いご理解とご支援をお寄せくださった国民、有権者の皆さま、とりわけコロナ禍という未曾有の状況の中、公明党を大きく押し上げてくださった全国の皆さまに心より御礼を申し上げます。

さて、我が国は今、少子高齢化や人口減少、防災減災などコロナ禍前から続く諸課題への対応に加え、脱炭素化、デジタル化への対応も待ったなしの状況です。選挙中に掲げた、未来応援給付金や生活困窮者への支援、需要喚起策の新たなマイナポイントや新「Go Toキャンペーン」など、民意をしつかり受け止め、スピード感ある政策実現に総力を挙げて取り組んで参ります。

（企業のSDGs登録・認証等制度について）

それでは、まずはじめに、SDGs登録・認証等制度についてお伺いいたします。

私たち公明党京都市会議員団は、3年前の平成30年2月に、SDGsの推進に向けた提言を行い、内閣府がこの年から始めた「SDGs未来都市」への応募を勧めて参りました。その後、本年2月市会の大道義知議員の代表質問に対して、門川市長から「SDGs未来都市」に応募することを表明していただき、本年5月に「自治体SDGsモデル事業」を含め、「SDGs未来都市」に選定され、10月には「SDGs未来都市計画」が策定されたところです。

これまでの間、精力的に進められたことに対しては、高く評価いたします。既に、はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン2025や分野別計画などにもSDGsの理念の取り込みを行い、全庁挙げた取組の推進をされているところですが、今後はSDGs未来都市計画に基づく取組も本格的に実施していくこ

とになり、これからが本番であるといえます。

これを確実に、かつ、効果的に推進していくには、行政が旗振りをして、市民の皆様がそこについていく、ということではなく自らが「自分ごととして」行動を起こしていくためのご理解も欠かせません。この点、

- 1 事業者向けの取組の一つとして、全国の自治体で「SDG s 登録・認証等制度」が始まってきています。

この制度については、昨年の10月に内閣府からガイドラインが公表されています。これには、事業者によるSDG s の取組について「見える化」を行い、金融機関や様々なステークホルダーと連携して事業者を支援し、地域課題の解決に向けた取組を促進しようとする制度であることが分かります。

そして、「SDG s に取り組む意思を宣言する」、「SDG s の取組を自己評価し、登録する」、「第三者がSDG s の取組を評価し、認証する」という3つの制度がモデルとして提示されています。

私は、このガイドラインを踏まえながら、

京都市ならではの独自色を出し、事業者がSDG s への理解を深め、何よりも持続可能な経営につながるような制度にしていだきたいと考えています。

また、この制度を検討するに当たっては、既存の京都市の制度、具体的には、地域企業の持続的発展の推進に関する条例の制定に伴い始まった「輝く地域企業表彰」や、売り手、買い手、世間、未来の「四方良し社会」に取り組む企業を認定する「これからの1000年を紡ぐ企業認定」といった取組との整合性を図る必要があると考えます。これらとうまく連携し、あるいは融合することにより、事業者がSDG s の視点で自らの企業価値を再確認し、また見出すことにつながる効果的な制度となれば、京都市ならではの制度となるのではないかと考えます。

SDG s 登録・認証等制度は、持続可能な社会のために取り組もうと考えている事業者の後押しとなるものであり、SDG s 推進に当たって極めて重要な施策であります。そこで、この制度について京都市ならではの制度となるよう、どのような考え方に基づき、具体的に取り組んでいこうとされるのか、市長の考えをお聞かせください。

(公共工事入札事業者に対するSDG s の取組について)

また、この制度とは別に、公共工事の入札における格付けについては、すでにISO9000 シリーズやKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証等の加点が設定されていますが、事業者にSDG s をより一層強く意識して取り組んでいただくため、これらがSDG s の取り組みに資するものであることを明確にさせていただくことを求めています。

(デジタル化の進展に伴う個人情報の保護とデータの利活用について)

次に、行政のデジタル化の進展に伴う個人情報保護制度について伺いたします。

少子高齢化やそれに伴う人口減少は、日本の社会に大きな影響を与える深刻な課題であり、地域コミュニティの維持を困難にさせて、人と人との繋がりを希薄化させる懸念があります。私はこの課題を解決するには、「デジタル化」が大きな役割を果たすものと考えます。

現在、スマートフォンの保有率は、国民の世帯の8割を超えています。新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけにして、社会全体としてデジタル化を進めていかなければなりません。全ての人にデジタルの恩恵を受けられる機会を与える「誰一人取り残さない、人にやさしい」デジタル社会の形成が最も重要な取組となっているのです。

京都市にとっても、市民に一番身近な行政として、デジタル化は、喫緊の課題であり、積極的かつ適正に対応していただかなければならないものです。

そのような状況で、本年9月のデジタル庁の創設とともに、多数の法令についてデジタル関連の改正が実施され、国を挙げて、デジタル化の取組が急ピッチで進み始めています。

その中の新たな個人情報保護法は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的として整備されました。

そこでは、「個人情報の保護」だけでなく、「データの利活用」との両立を図るものとされています。

「データの利活用」に関して、新たな個人情報保護法では、名前や住所などが含まれる個人情報を、誰の情報なのか完全に分からないようにして民間事業者等に活用させる制度が設けられています。本市をはじめ多くの自治体で、初めて導入されますので、実際の運用までに十分な準備を尽くしていただきたいと思います。

活用事例として一例を挙げると、市民の医療情報を活用し、新薬を開発したり臨床分野を発展させることなども想定されており、市民の健康維持にこれらの情報が役立つことが期待できます。

行政が保有する多様な情報について、この制度の活用を進めれば、各種の統計調査などを基にしたオープンデータの活用とともに、新たなサービスや新事業の創出を促し、市民生活の一層の向上に寄与することが可能であると考えます。

また、ICT技術を効果的に活用して「データの利活用」を進めれば、地方自治体の業務の進め方を効率化しながら、市民サービスを向上させることも可能になると考えます。

とくに、様々な業務の間で情報を連携させることによって、市民の方が申

請や届出をする際に必要な書類をもっと省略することができるようになります。

今後、行政手続のオンライン化が更に進めば、直接窓口に来られなくても、いつでも、申請や届出の手続を簡単に行うことができるようになり、高齢の方や子育て中の方をはじめ、市民の皆さんにとって、日々の暮らしが、より便利で快適になり、豊かな生活につながるものと考えられます。

しかし、このような

- 2 行政のデジタル化を積極的に進めるにあたって、なんといっても「個人情報の保護」を徹底し、保有するデータを適正に管理することは、市民の信頼を得て行政運営を行うための大前提となるものです。

もとより、職員の事務処理の誤りによる個人情報の漏えい、サイバー攻撃による情報の改ざんや流出等は、あってはならないものです。

こういった不安が、これからデジタル化を進めるにあたっての妨げになってはいけません。

そこで、今後のデジタル化の進展と合わせて、サイバー攻撃等に対して、更なる情報セキュリティ対策を強化し、個人情報の保護対策を更に徹底していただきたいと強く求めます。このように、市民の信頼を確保し、便利で豊かな市民生活を実現するためには、「個人情報の保護」について、しっかりと対策を講じるとともに、個人情報の有用性を活かし、「データの利活用」を進めることが大切です。

行政のデジタル化に伴う「個人情報の保護」と「データの利活用」について、どのように進めていかれるのか、お考えをお聞きかせください。

(自転車政策について)

最後に、自転車政策についてお伺いいたします。

本市は三山に囲まれた平坦な盆地の中に日常生活に必要な施設がコンパクトにまとまった自転車が非常に利用し易い都市であり、多くの市民や学生が気軽に自転車を利用されており、全国でも有数の自転車利用都市となっております。

こうしたことから、本市ではこれまでから自転車に関する様々な政策を強力に進めてこられました。昭和60年に京都市自転車等放置防止条例を制定し多くの駐輪場を整備するとともに、地元の方々とも協力し、放置自転車防止の啓発や撤去などに取り組んでこられました。

また、平成22年には我が会派が議員提案し制定された、自転車走行の安全教育や啓発に取り組むことを目的とした「京都市自転車安心安全条例」は、全国の自治体から注目され、多くの議員や関係者が京都市に視察に来られました。

これらを契機に、平成29年には全国をリードし自転車保険の義務化を実施、さらには都市部を中心とした矢羽根の整備により、自転車や歩行者などが安心・安全に利用できる環境が大きく前進しました。

しかし、近年、新たな課題も出て参りました。コロナ禍のなか、新たに自転車の利用を始めた人も増加したと聞いております。また、自転車を利用したフードデリバリーサービスが急増するなど、自転車走行のルール・マナー対策を、さらに充実させる必要があります。

こうしたなか、今月15日京都市と日本フードデリバリーサービス協会、京都府警の3者が交通事故防止に向けた連携協定を結ばれたことは、正に時宜にかなった取り組みとして評価いたします。

さて、

- 3 本市は先月、自転車施策を一層推進するため、「京都市自転車総合計画2025」を策定されました。

新たな計画では、シェアサイクルの推進や自転車を使った健康増進や観光の推進、災害時における自転車の活用など、単なる移動手段としてではなく多様な場面での活用策を展開し、持続可能な社会の実現を目指すこととされております。これまでの自転車を安心安全に利用できる環境を土台として、日常生活のあらゆる場面において活用していくことは大変重要な観点だと思います。

今後、京都市において自転車の活用をどのように推進していくのか、また、その土台となる自転車のルール・マナーなどの安心安全対策をどのように取り組もうとされているのかお答えください。

以上、質問とさせていただきます。ご清聴、誠にありがとうございました。